

令和6年度答申第3号

令和6年11月 6日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市個人情報保護審議会

会 長 井 川 信 子

令和6年11月6日付けで諮問のありました住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価書の点検について、下記のとおり答申します。

記

住民基本台帳に関する事務における特定個人情報保護評価書（全項目評価書）は、特定個人情報保護評価指針（令和6年5月27日個人情報保護委員会作成）の審査の観点である適合性及び妥当性に照らし、その内容が適当なものと認める。

ただし、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いは、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識した上で、市民の個人情報の保護のため、評価実施機関として引き続き、情報技術の進歩に見合う評価書の見直し、及び、評価書に基づく十分なリスク対策を講じることを求める。